

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)
理 由	令和4年度の事業費が確定したことにより、繰入金等の 額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和4年度

有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第4号)

令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和4年度有田川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,309千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ789,401千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	283,589	△2,514	281,075
	1 後期高齢者保険料	283,589	△2,514	281,075
2	使用料及び手数料	20	△6	14
	1 手数料	20	△6	14
3	繰入金	477,209	△806	476,403
	1 繰入金	477,209	△806	476,403
5	諸収入	21,983	△983	21,000
	1 延滞金、加算金及び過料	1	△1	0
	2 雑入	21,982	△982	21,000
	歳 入 合 計	793,710	△4,309	789,401

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	21,933	△1,509	20,424
	1 総務管理費	21,163	△1,487	19,676
	2 徴収費	770	△22	748
2	後期高齢者医療広域連合納付金	751,108	△2,514	748,594
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	751,108	△2,514	748,594
3	保健事業費	2,000	△63	1,937
	1 保健事業費	2,000	△63	1,937
4	諸支出金	18,659	△223	18,436
	1 償還金及び還付加算金	350	△223	127
	歳 出 合 計	793,710	△4,309	789,401

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	283,589	△2,514	281,075
2 使用料及び手数料	20	△6	14
3 繰入金	477,209	△806	476,403
5 諸収入	21,983	△983	21,000
歳入合計	793,710	△4,309	789,401

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	21,933	△1,509	20,424
2 後期高齢者医療広域連合納付金	751,108	△2,514	748,594
3 保健事業費	2,000	△63	1,937
4 諸支出金	18,659	△223	18,436
歳 出 合 計	793,710	△4,309	789,401

2 歳 入

1 款 保険料	△2,514千円
1 項 後期高齢者保険料	△2,514千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者保険料	千円 283,589	千円 △2,514	千円 281,075
計	283,589	△2,514	281,075

2 款 使用料及び手数料	△6千円
1 項 手数料	△6千円

1 督促手数料	20	△6	14
計	20	△6	14

3 款 繰入金	△806千円
1 項 繰入金	△806千円

1 一般会計繰入金	477,209	△806	476,403
計	477,209	△806	476,403

5 款 諸収入	△983千円
1 項 延滞金、加算金及び過料	△1千円

1 延滞金	1	△1	0
計	1	△1	0

節		金額	説明	明
区分				
1	現年度分特別 徴収保険料	千円 △751	住民課 現年度分特別徴収保険料	千円 △751
2	現年度分普通 徴収保険料	△1,763	住民課 現年度分普通徴収保険料	△1,763

1	督促手数料	△6	住民課 督促手数料	△6

4	職員給与費繰 入金	△503	住民課 職員給与費繰入金	△503
5	その他一般会 計繰入金	△303	住民課 その他一般会計繰入金	△303

1	延滞金	△1	住民課 延滞金	△1

5款 諸収入
2項 雑入

△983千円
△982千円

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	千円 21,982	千円 △982	千円 21,000
計	21,982	△982	21,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 雑入	千円 △982	住民課 過年度保険料還付金 市町村交付金 健康推進課 人間ドック助成金 健康診査事務費	千円 △223 △719 △32 △8

3 歳 出

1 款 総務費

△1,509千円

1 項 総務管理費

△1,487千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 21,163	千円 △1,487	千円 19,676	千円	千円	千円 △1,222	千円 △265
計	21,163	△1,487	19,676	0	0	△1,222	△265

1 款 総務費

△1,509千円

2 項 徴収費

△22千円

1 徴収費	770	△22	748			△6	△16
計	770	△22	748	0	0	△6	△16

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

△2,514千円

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

△2,514千円

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	751,108	△2,514	748,594			△2,515	1
計	751,108	△2,514	748,594	0	0	△2,515	1

3 款 保健事業費

△63千円

1 項 保健事業費

△63千円

1 保健衛生普 及費	2,000	△63	1,937			△32	△31
---------------	-------	-----	-------	--	--	-----	-----

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 △498	総務課 時間外勤務手当	千円 △498
4 共済費	△5	総務課 職員共済組合負担金（職員）	△5
10 需用費	△214	住民課 消耗品費 印刷製本費	△47 △167
11 役務費	△719	住民課 通信運搬費（通信）	△719
12 委託料	△51	住民課 電算委託料	△51

10 需用費	△22	住民課 消耗品費	△22

18 負担金補助及 び交付金	△2,514	住民課 後期高齢者医療広域連合納付金	△2,514

18 負担金補助及 び交付金	△63	健康推進課 一日、脳ドック助成金	△63

3 款 保健事業費
1 項 保健事業費

△63千円

△63千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 2,000	千円 △63	千円 1,937	千円 0	千円 0	千円 △32	千円 △31

4 款 諸支出金
1 項 償還金及び還付加算金

△223千円

△223千円

1 保険料還付金	300	△173	127			△173	
2 還付加算金	50	△50	0			△50	
計	350	△223	127	0	0	△223	0

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

22 償還金利子及び割引料	△173	住民課 保険料還付金	△173
22 償還金利子及び割引料	△50	住民課 還付加算金	△50